

～ 空き家対策支援アンケート調査 ～ あなたの声をお聞かせ下さい。

日頃から、市政にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

近年、適正管理が行われていない空き家が増加し問題となっております。

平成27年5月に『空家等対策の推進に関する特別措置法』が完全施行され、国及び自治体が取り組む空き家対策の方向性が示されたことを受けて、本市では平成29年4月に「茅ヶ崎市空家等対策計画」を策定し、空き家対策や支援に取り組んでおります。

本市における空き家の実態や経年変化を把握し、空き家対策支援等の有効性の検証や今後の計画見直しの参考とするための調査を進めております。

ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、この調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

「対象者」について

本アンケート調査は、平成27年度実施の現地調査や水道の利用状況等により、令和元年10月から12月にかけて、道路からの外観目視による現地調査を実施し、使用されていない可能性が高いと思われる建物（空き家）の所有者を対象に行っております。

（お住まいにもかかわらず、アンケートを受け取られた場合は、何とぞご容赦ください）

「調査の目的」について

本アンケート調査は、今後の総合的な**空き家対策を検討するための**基礎資料として、活用することを目的としております。

※ 調査結果は統計的に処理し、茅ヶ崎市のまちづくりに役立たせていただきます。個人の情報が公表されることはありませんので、率直なご意見をお聞かせくださるよう重ねてお願いいたします。

「内 容」について

本アンケート調査の内容は、①建物の所有状況、②維持管理状況、③今後の利活用の意向、④行政に期待する支援 などについて伺うものです。

ご記入がすべて終わりましたら、記入もれなどがないかをご確認のうえ、

アンケート用紙を同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、お忙しいところ誠に恐縮ですが、

令和2年1月17日(金)までに

ご投函くださるようお願いいたします。

ちがき貴族
えぼし麻呂



アンケート記入にあたってのお願い

- 回答は、ボールペン、濃い鉛筆などで、別紙の「**アンケート調査票**」に直接ご記入ください。
- ご回答は、問1から順にお答えください。
※ 当てはまるものがない場合は、「その他（ ）」欄に具体的にご記入ください。
質問によっては回答していただく方が限られる場合もありますので、
注意書きなどをよくお読みください。
- ご記入は、あて名のご本人・ご家族・ご親族にお願いいたします。
- ご記入が終わりましたら、恐縮ですが記入もれなどないかお確かめのうえ、
別紙の「**アンケート調査票**」を同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、
令和2年1月17日(金) までにご投函ください。

【お願い】

平成26年12月及び平成28年1月に行ったアンケート調査にご協力いただきました一部の建物所有者様におかれましては、アンケート内容で一部重複する部分がございます。

過去のアンケートでは、「住まいの相談窓口の開設」や「建物の活用方策」の検討資料とすためにご協力いただきましたが、今回は空き家対策支援等の有効性の検証や今後の計画見直しの参考資料として活用させていただくために、再度、アンケート調査へのご協力をお願いさせていただきます。

ご多忙の中、大変恐縮でございますが、改めまして今回のアンケート調査にもご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年12月20日

茅ヶ崎市長 佐藤 光



＜アンケート調査の問い合わせ先＞

茅ヶ崎市 都市部 都市政策課 住宅政策担当（茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号）

T E L : (0467) 82-1111（代表）

F A X : (0467) 57-8377

電子メール : toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

～ 空き家対策支援アンケート調査 ～

「アンケート調査票」

あなたが所有または管理されている

茅ヶ崎市 ()

の建物についておたずねします。

※ 上記は、当該建物のある地番となり、その後ろのカッコ書きは、住宅地図上の該当建物に記載される住居表示等となります。

※ 当該建物が複数の方で共有または管理されている場合は、代表の方にお送りしております。

～ アンケート記入にあたってのお願い ～

● 別紙（「あなたの声をお聞かせ下さい」）を読んでいただき、調査の主旨をご理解の上、ご回答ください。

● 回答は、ボールペン、濃い鉛筆などで、直接ご記入ください。

● 回答は、問1から順にお答えください。

※ あてはまるものがない場合は、「その他（ ）」欄に具体的にご記入ください。

質問によっては回答していただく方が限られる場合もありますので、注意書きなどをよくお読みください。

● ご記入は、あて名のご本人・ご家族・ご親族がお願いいたします。

【お願い】

平成26年12月及び平成28年1月に行ったアンケート調査にご協力いただきました一部の建物所有者様におかれましては、アンケート内容で一部重複する部分がございます。

過去のアンケートでは、「住まいの相談窓口の開設」や「建物の活用方策」の検討資料とするためにご協力いただきましたが、今回は空き家対策支援等の有効性の検証や今後の計画見直しの参考資料として活用させていただくために、再度、アンケート調査へのご協力をお願いさせていただいております。

なお、複数の建物を所有されている方におかれましては、建物毎にアンケートを送付しておりますので、それぞれにご回答ください。

ご多忙の中、大変恐縮でございますが、改めまして今回のアンケート調査にもご協力を賜りますようお願い申し上げます。

当該建物についてお聞かせ下さい

問 1 当該建物の敷地の所有者は次のどれにあたりますか。(1 つだけに○)

1. 自己所有（建物の所有者と同じ）
2. 家族もしくは親族
3. 借地（家族もしくは親族以外からの借地）
4. その他（ ）

問 2 当該建物の「所有の主体」は次のどれにあたりますか。(1 つだけに○)

1. 単独個人名義
2. 複数個人名義（計 _____ 人）
3. 法人
4. その他（ ）

問 3 当該建物を所有する方の世帯について教えてください。(1 つだけに○)

1. 単独世帯（ひとり暮らし）
2. 夫婦 2 人のみの世帯
3. 親と子供の 2 世代の世帯
4. 親、子、孫の 3 世代の世帯
5. その他（ ）

問 4 当該建物を所有する方の年齢について教えてください。
(問 2 で「2. 複数個人名義」と回答された方は、その人数分すべてに○)

1. 30 歳未満
2. 30～39 歳
3. 40～49 歳
4. 50～59 歳
5. 60～64 歳
6. 65～69 歳
7. 70～74 歳
8. 75～79 歳
9. 80 歳以上
10. 法人等（個人以外が所有）

問 5
-1 当該建物の建築時期（完成時期）はいつですか。(1 つだけに○)

1. 昭和 35 年以前
2. 昭和 36～45 年
3. 昭和 46～55 年
4. 昭和 56～平成 2 年
5. 平成 3～12 年
6. 平成 13～22 年
7. 平成 23 年以降
8. わからない

3 ページ
問 5-2 へ

3 ページ
問 6 へ

(※この質問は、問5-1で「1」「2」「3」を選んだ方だけ、お答えください。)

問 5
-2

問5-1で「1. 昭和 35 年以前」「2. 昭和 36～45 年」「3. 昭和 46～55 年」と回答された方にお聞きします。

当該建物は耐震工事をしていますか。(1つだけに○)

1. 耐震工事をしている 2. 耐震工事をしていない 3. わからない
4. 工事していないが耐震性がある 5. その他（ ）

問 6

当該建物の「利用形態」は次のどれにあたりますか。(1つだけに○)

1. 居住や店舗、事務所として普段利用している
(他人に貸している場合も含む)
2. 普段住んでいないが、週末や特定の季節・目的などで使用する
別荘として、または仕事などで遅くなった時に寝泊まりする、
二次的住宅として利用している
3. 物置・倉庫などに利用している
4. 賃貸用の住宅として所有しているが、借り手がいない
5. 売却用の住宅として所有しているが、売却先が見つからない
6. 入院・転勤などで長期不在の住宅となっている
7. 相続などにより所有したが利用していない

4ページ
問8へ

4ページ
問9へ

8. 既に建物を取り壊している
9. その他（ ）

問7へ

4ページ
問9へ

10. 建て替え、増改築、修繕により一時的に
利用していない

**アンケート終了となります。
ご協力ありがとうございます。**

(※この質問は、問6で「8」を選んだ方だけ、お答えください。)

問7

問6で「8. 既に建物を取り壊している」と回答された方にお聞きします。建物を取り壊すことになったきっかけはなんですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 売却先が見つかったため
2. 賃貸の先が見つかったため
3. 相続人同士の話し合いが終わったため
4. 建物が老朽化して危険な状態になったため
5. 税金がかかるため
6. その他（ ）

アンケート終了となります。
ご協力ありがとうございます。

お困りの点をお聞かせ下さい

(※この質問は、問6で「1」を選んだ方だけ、お答えください。)

問8

問6で「1. 居住や店舗、事務所として普段利用している（他人に貸している場合も含む）」と回答された方にお聞きします。

お住まい・利用している中でお困りの点はありますか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 特に困っていることはない（今後も住み続ける・利用し続ける）
2. 別の住宅へ転居したいが費用が不足している
3. 増改築・修繕をしたいが費用が不足している
4. 賃貸として貸し出したいが借り手がない
5. 建物・土地を売却したいが買い手がない
6. 貸家として他人に貸しているが、借主との意向が合わず困っている
7. 今後の建物の管理が心配だ
8. その他（ ）

12 ページ 問 25-1 へお進み下さい

建物の現在の状況をお聞かせ下さい

(※この質問は、問6で「2」～「7」・「9」を選んだ方だけ、お答えください。)

問9

問6で「2」～「7」・「9」と回答された方にお聞きします。

当該建物は、現在どのような状況ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 現在でも住める状態である（特に目立った破損はない）
2. 老朽化により住める状態ではない
3. 外壁の一部に破損、崩れがある
4. 屋根の一部（瓦やトタン板等）に破損がある
5. 塀や柵が道路側や隣の家側に傾いている
6. バルコニーや窓台、物干しのいずれかに破損がある
7. 建物か土台が明らかに傾いている
8. 窓ガラスが破損している
9. 門扉が破損している
10. 塀が破損している
11. 台所、風呂、トイレが破損している
12. 内壁、天井、床が破損している
13. 建物にシロアリが住みついている
14. 庭木、生け垣、雑草が繁茂している
15. 建物の外に物を積み上げている
16. わからない
17. その他（ ）

5 ページ 問 10-1 へお進み下さい

空き家となった時期をお聞かせ下さい

問 10 当該建物を「居住や店舗、事務所として使用・利用しなくなり」どのくらい経ちますか。(1つだけに○)

1. 1年未満 2. 1年～2年 3. 3年～5年 4. 6年～10年
5. 11年～20年 6. 21年以上 7. わからない

「居住や店舗、事務所として利用しなくなった時期」とは

- ・新築の場合は、建物の竣工時期
- ・中古建物の場合は、直近の居住者が退去した時期
- ・別荘や倉庫などの場合は、別荘や倉庫などとして利用し始めた時期をさします



問 10 当該建物を居住や店舗、事務所として使用・利用しなくなった理由はなんですか。(1つだけに○)

1. 相続により取得したため
2. 入院や施設に入所したため
3. 他の住宅に住み替えたため
4. 建物の老朽化により住めなくなったため
5. その他 ()

空き家でお困りの点をお聞かせ下さい

問 11 当該建物でお困りの点がありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 借り手・買い手がいない
2. 遠方に住んでおり維持・管理できない
3. 相続の手続や所有権に関すること
4. 修繕して使用したいが費用が不足している
5. 取り壊したいが費用が不足している
6. 家財が片付いていなく処分に困っている
7. 草木が繁茂して困っている
8. 動物が棲みついている等、衛生面で困っている
9. 近隣から、当該建物や使用状況について苦情が来ている
10. 特に困っていることはない
11. その他 ()

維持・管理の状況についてお聞かせ下さい

問 12 当該建物又は敷地の「維持・管理」はどのようにしていますか。（1 つだけに○）

1. 所有者自ら見守り点検している
2. 家族が見守り点検している
3. 親族が見回り点検している
4. その建物の近所の人に見回り点検をお願いしている
5. 専門管理業者などに委託して行っている
6. 維持・管理を行っていない
7. その他（ ）

問 14 へ

「6」以外の回答の方は問 13 へお進み下さい

問 13 その建物又は敷地の維持・管理はどのくらいの「頻度」で行っていますか。（1 つだけに○）

1. 週に 1 ～数回程度
2. 月に 1 ～数回程度
3. 年に 1 ～数回程度
4. 数年に 1 回程度
5. その他（ ）

7 ページ 問 15 へお進み下さい

維持・管理をしていない理由をお聞かせ下さい

（※この質問は、問 12 で「6」を選んだ方だけ、お答えください。）

問 14 問 12 で「6. 維持・管理を行っていない」と回答された方にお聞きします。維持・管理を行っていない又は行えない理由は何ですか。（1 つだけに○）

1. 遠方に住んでおり維持・管理できない
2. 費用の問題で維持・管理できない
3. 高齢や身体が不自由なため、維持・管理したくてもできない
4. 権利者等が複数のため、維持・管理が困難である
5. その他（ ）

空き家の管理をお願いしたいと思いますか？

問 15 今後、「有償で管理」をお願いしたいですか。（1つだけに○）

1. お願いしたい

問 16-1~3 へ

2. 既にお願いしている

**8 ページ 問 17 へ
お進み下さい**

3. お願いしたくない

（※この質問は、問 15 で「1」を選んだ方だけ、お答えください。）

**問 16
-1**

問 15 で「1. お願いしたい」と回答された方にお聞きします。
誰かにお願いするのであれば、どのような方に頼みたいですか。
（1つだけに○）

1. NPO などの営利を目的としない団体

2. 自治会などの地域コミュニティ

3. 民間の管理専門業者

4. その他（ ）

（※引き続き、問 15 で「1」を選んだ方だけ、お答えください。）

**問 16
-2**

問 15 で「1. お願いしたい」と回答された方にお聞きします。
管理をお願いしたいことはなんですか。（あてはまるものすべてに○）

1. 建物の外観などの目視による点検

2. ポストの管理

3. 庭木の剪定、草刈りなど、庭の手入れ

4. 通気・換気、雨漏り点検など、室内の管理

5. その他（ ）

(※引き続き、問 15 で「1」を選んだ方だけ、お答えください。)

問 16
-3

問 15 で「1. お願いしたい」と回答された方にお聞きします。

問 16-2 で選んでいただいた管理をお願いする場合、年間で行ってもらいたい回数と、年間で支払おうと思える金額（上限）を教えてください。（回数、金額を記入）

年間の管理の回数

--	--

 回

年間の支払上限金額

--	--	--	--	--	--

 円まで
万 千 百 十 一

空き家の今後の予定をお聞かせ下さい

問 17 当該建物について今後どのようにしたいとお考えですか。（1 つだけに○）

1. 既に予定が決まっている

問 18 へ

2. 現時点で予定は決まっていないが、将来的には利活用したいと考えている

問 20 へ

3. 利活用したいが問題があって難しい

問 21 へ

4. 利活用するつもりはない

問 23 へ

5. 考えたことがない

問 24 へ

空き家の今後の予定を具体的にお聞かせ下さい

(※この質問は、問 17 で「1」を選んだ方だけ、お答えください。)

問 18

問 17 で「1. 既に予定が決まっている」と回答された方にお聞きします。
該当の建物の「今後の予定」を聞かせて下さい。(1 つだけに○)

1. 自ら又は家族、親族の居住（定住）のために使用する
2. 普段は住まないが、別荘として、または仕事が遅くなった時に
寝泊まりする二次的住宅として使用する
3. 自ら又は家族の所有物を保管する物置として使用する
4. 賃貸住宅として貸し出す
5. 商店・事務所として貸し出す
6. 建物・土地を売却する
7. 建物を取り壊して貸し出す（駐車場等）
8. 観光客・旅行者向けの宿泊施設として貸し出す（民泊等）
9. その他（ ）

**12 ページ
問 25-1 へ**

問 19 へ

**12 ページ
問 25-1 へ**

売却、賃貸の募集の状況をお聞かせ下さい

(※この質問は、問 18 で「4」「5」「6」「7」「8」を選んだ方だけ、お答えください。)

問 19

問 18 で「4. 賃貸住宅として貸し出す」「5. 商店・事務所として貸し出す」「6. 建物・土地を売却する」「7. 建物を取り壊して貸し出す（駐車場等）」「8. 観光客・旅行者向けの宿泊施設として貸し出す（民泊等）」を回答された方にお聞きします。

その建物は現在、「売却先（購入者）又は賃貸の入居者の募集」をしていますか。
(1 つだけに○)

1. 売却先（購入者）を募集している
2. 賃貸の入居者を募集している
3. 売却と賃貸の両方で募集している
4. 仲介業者を見つけていないため、募集していない
5. 仲介業者との条件が合わないため、募集していない
6. どこの業者に依頼すればいいかわからない
7. その他（ ）

11 ページ 問 22 へお進み下さい

空き家の将来の予定を具体的にお聞かせ下さい

(※この質問は、問 17 で「2」を選んだ方だけ、お答えください。)

問 20

問 17 で「2. 現時点で予定は決まっていないが、将来的には利活用したいと考えている」と回答された方にお聞きします。

該当の建物について「将来、どのように利活用したい」とお考えですか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 自ら又は家族、親族の居住のために使用したい
2. 普段は住まないが、別荘として、または仕事が遅くなった時に
寝泊まりする二次的住宅として使用する
3. 自ら又は家族の所有物を保管する物置として使用したい
4. 賃貸住宅として貸し出したい
5. 商店・事務所として貸し出したい
6. 建物・土地を売却したい
7. 建物を取り壊して貸し出したい(駐車場等)
8. 観光客・旅行客向けの宿泊施設として貸し出したい(民泊等)
9. その他()

11 ページ 問 22 へお進み下さい

空き家の利活用をできない理由をお聞かせ下さい

(※この質問は、問 17 で「3」を選んだ方だけ、お答えください。)

問 21

問 17 で「3. 利活用したいが問題があって難しい」と回答された方にお聞きします。

該当の建物について「利活用できない理由」はなんですか。

(1つだけに○)

1. 建物の修繕や建て替え費用のめどが立たない
2. 相続の問題が片付かない
3. 権利者が複数のため意向がまとまらない
4. 貸家として他人に貸しているため、借主との意向がまとまらない
5. 利活用のやり方がわからない
6. 家財が片付かないため利活用したくてもできない
7. その他()

空き家の貸出しのご意向についてお聞かせ下さい

問 22

当該建物を貸し出すならば、どのような条件で貸し出したいですか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 地域・NPO 法人であれば、市場よりも低い家賃で貸し出しても良い
2. 子供や高齢者の居場所のためなら、市場よりも低い家賃で貸し出しても良い
3. 利活用可能なら、市場よりも低い家賃で貸し出しても良い
4. 固定資産税と同額程度の家賃であれば貸し出しても良い
5. 市場価格同額程度の家賃であれば貸し出しても良い
6. 民間事業者であれば貸し出しても良い
7. その他（ ）

12 ページ 問 25-1 へお進み下さい

空き家を利用するつもりがない理由をお聞かせ下さい

(※この質問は、問 17 で「4」を選んだ方だけ、お答えください。)

問 23

問 17 で「4. 利活用するつもりはない」と回答された方にお聞きします。
その建物を「利活用するつもりはない理由」はなんですか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 将来再び住まいとして使用する予定がある
2. 思い出があるため、他人に貸出し・売却したくない
3. 資産として保有したい
4. 子供に相続したい
5. 修繕・改修などの初期投資（費用）がかかるため
6. 利活用のやり方がわからない
7. 面倒なため
8. その他（ ）

12 ページ 問 25-1 へお進み下さい

空き家の今後について、考えたことがない理由をお聞かせ下さい

(※この質問は、問 17 で「5」を選んだ方だけ、お答えください。)

問 24

問 17 で「5. 考えたことがない」と回答された方にお聞きします。
「考えたことがない理由」はなんですか。(1 つだけに○)

1. 相続等により、最近所有した
2. 権利者等が複数のため、話し合いができない
3. 権利者等が把握できていない
4. 利活用のやり方がわからない
5. 利活用への関心がない
6. 面倒なため
7. その他 ()

国や県、市の支援についてお考えをお聞かせ下さい

問 25
-1

現在、都市政策課では「住まいの相談窓口」を開設していますが、知っていますか。(1 つだけに○)
※同封の「住まいの相談窓口のご案内」参照。

1. 知っている
2. 知らない

問 25
-2

「住まいの相談窓口」を利用したいと思いますか。
(1 つだけに○)

1. 利用したい (または利用したことがある)

13 ページ
問 26-1 へ

※ 差し支えなければ、どんなことを相談したいかお聞かせ下さい。

2. 利用したくない

13 ページ
問 25-3 へ

(※この質問は、問25-2で「2」を選んだ方だけ、お答えください。)

問 25
-3 問 25-2 で「2. 利用したくない」と回答された方にお聞きします。
「利用したくない理由」はなんですか。(1つだけに○)

1. 自分や家族で相談して決めるから利用しない
2. 市以外の専門家に相談をするため利用しない
3. 面倒である
4. その他 ()

問 26
-1 現在、都市政策課では「茅ヶ崎市空き家活用等マッチング制度」を創設していますが、知っていますか。(1つだけに○)
※「空き家活用等マッチング制度」とは、空き家（新耐震基準）所有者と利活用希望者（非営利団体）を市がお繋ぎし、地域の活性化を図る制度です。

1. 知っている
2. 知らない

問 26
-2 「茅ヶ崎市空き家活用等マッチング制度」を利用したいと思いますか。
(1つだけに○)

1. 利用したい
2. 利用したくない

14 ページ 問 27 へ

問 26-3 へ

(※この質問は、問 26-2で「2」を選んだ方だけ、お答えください。)

問 26
-3 問 26-2 で「2. 利用したくない」と回答された方にお聞きします。
「利用したくない理由」はなんですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 耐震性が確保されていない
2. どれくらいの期間貸し出せるのか不安
3. 家賃収入が安定的に入ってくるのか不安
4. 面倒である
5. その他 ()

問 27 国や県、市などに期待する支援はありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 修繕・管理に詳しい建築・不動産の専門家を紹介してほしい
2. 資金繰りに詳しい金融・不動産の専門家を紹介してほしい
3. 片づけ業者を紹介してほしい
4. 建物の耐震性、老朽化による危険性の診断を支援してほしい
5. 修繕や建て替えの費用を助成してほしい
6. 取壊しの費用を助成してほしい
7. 空き家バンクの活用・斡旋をしてほしい
8. 巡回パトロールによる安心・安全の支援をしてほしい
9. 支援の必要はない
10. その他（ ）

問 28-1 現在、地域による空き家の見守り・早期発見について検討しています。当該建物が所在する地域住民等と、連絡が取れる状態にありますか。(現在使用・利用している方は現在の状態をお答えください。)

(1つだけに○)

1. 連絡が取れている

問 28-2 へ

2. 連絡は取れていない

15 ページ 問 28-3 へ

(※この質問は、問 28-1 で「1」を選んだ方だけ、お答えください。)

問 28-2 問 28-1 で「1. 連絡が取れている」と回答された方にお聞きします。どなたと連絡が取れていますか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 自治会
2. 近隣住民
3. 民生委員・包括支援センター
4. その他（ ）

15 ページ 問 29 へお進み下さい

(※この質問は、問 28-1 で「2」を選んだ方だけ、お答えください。)

問 28
-3

問 28-1 で「2. 連絡は取れていない」と回答された方にお聞きします。
連絡を取りたいと思いますか。
(1つだけに○)

1. 連絡を取りたい

2. 連絡は取りたくない

問 28-4 へ

問 29 へ

(※この質問は、問 28-3 で「1」を選んだ方だけ、お答えください。)

問 28
-4

問 28-3 で「1. 連絡を取りたい」と回答された方にお聞きします。
どなたと連絡を取りたいと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 自治会

2. 近隣住民

3. 民生委員・包括支援センター

4. その他 ()

問 29

「住まいの相談窓口」において、売却や賃貸する際にどの不動産事業者に依頼をすれば良いかわからないというご相談が多く、売却や賃貸をしたい方の情報を、同意をいただいた上で不動産団体等へ市から情報提供し、不動産団体等へお繋ぎする制度を検討していますが、制度の活用をしたいですか。
(1つだけに○)

1. 活用したい

2. 活用したくない

問 30

ふるさと納税で、空き家の定期的な見守りやポストの管理等をお願いできる制度があれば、活用したいですか。
(1つだけに○)

1. 活用したい

2. 活用したくない

裏面へお進み下さい

■建物の管理や有効活用、相談窓口などについて、ご要望やご意見、困っていることなどがありましたらご記入ください。

質問は以上で終わりになります。
ご協力ありがとうございます。



このたびは、本アンケート調査にご協力いただき誠にありがとうございました。

お手数ですが、この回答用紙を同封の返信用封筒に入れ、**1月17日(金)まで**にご投函ください。
皆さまからいただいた貴重なご回答は、施策検討の資料とさせていただきます。

また、より良い施策実施のため、アンケート内容について、お問い合わせさせていただく場合がございます。差し支えなければ、お名前、ご連絡先のご記入をお願いいたします。

【お 名 前】

アンケートの記入者について○をつけて下さい。

(ご本人・ご家族・ご親族・その他(所有者との関係性をお書きください。))

【ご 住 所】

【電話番号】

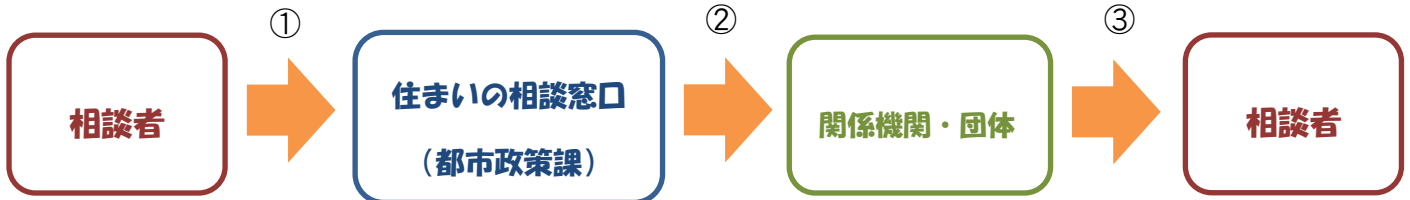
※個々の回答やプライバシーにかかわる内容が他の用途で利用・公表されることは一切ありませんので、是非ご協力をお願いいたします。

「住まいの相談窓口」のご案内

「住まいの相談窓口」は、どこに相談したら良いか分からない等の「住まいに関する」悩みを持つ方に対し、相談内容を整理し適切な担当課・関係機関・団体にお繋ぎしております。

相談の流れ

- ①都市政策課に電話もしくは来庁していただき、お悩みを伺います。
- ②都市政策課から相談内容に合った関係機関・団体にお繋ぎし、相談内容を伝えます。
- ③関係機関・団体から相談者へ連絡をします。



例えばこんなことでお困りではないですか？

住宅（住まい）探し等に関するご相談

- 市営住宅のことを詳しく知りたい
- 1人で住宅を探すのは不安
- 高齢を理由にアパートへの入居を断られた等

空き家の売買等に関する相談

- 空き家・空き地を売却したい
- 空き家をアパートに建て替えたい
- 境界問題で揉めている
- 道路の幅が狭く家を建てられないと言われた等

住宅（住まい）の法律等に関する相談

- 相続、遺言などの法律的な相談をしたい
- 近隣住民との紛争の法律相談をしたい
- 相続登記、成年後見制度等について相談したい

建物のリフォーム等に関する相談

- 建て替えの優良業者について相談したい
- 耐震改修について相談したい
- リフォームについて相談したい 等

住宅（住まい）の管理に関するご相談

- 相続した住宅の家財整理を行いたい
- 空き家の管理をお願いしたい
- 植木や雑草の剪定をお願いしたい等

以下の団体とは茅ヶ崎市が協定を締結しており、個別に相談することが可能です。各団体へは茅ヶ崎市が相談者をおつなぎしますので、まずは「住まいの相談窓口」までご相談下さい。

- | | |
|-----------------------------|------------------------------|
| ① 公益社団法人 かながわ住まいまちづくり協会 | ⑥ 一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会茅ヶ崎寒川支部 |
| ② 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会湘南支部 | ⑦ 一般社団法人 茅ヶ崎建設業協会 |
| ③ 公益社団法人 全日本不動産協会神奈川県本部湘南支部 | ⑧ 一般社団法人 家財整理相談窓口 |
| ④ 神奈川県弁護士会 | ⑨ 神奈川県司法書士会 |
| ⑤ 神奈川県土地家屋調査士会 | ⑩ 公益社団法人 茅ヶ崎市シルバー人材センター |

「住まいの相談窓口」の相談内容・解決例

相談内容①

県外に住んでいるが、相続した茅ヶ崎市内にある空き家の家財等を整理したいと思っています。
どうしたら良いのでしょうか？



解決例①

協定団体である「一般社団法人 家財整理相談窓口」へお繋ぎし、解決しました。

相談内容②

県外に住んでいて、所有している空き家の見守りや、草木の剪定を定期的に行うことが難しいのですが、どうしたら良いのでしょうか？



解決例②

協定団体である「公益社団法人 茅ヶ崎市シルバー人材センター」へお繋ぎし、空き家の見守り及び草木の剪定を実施することができました。

相談内容③

相続した空き家を売却・賃貸したいのですが、どうしたら良いのでしょうか？



解決例③

協定団体である「公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会湘南支部」・「公益社団法人 全日本不動産協会神奈川県本部湘南支部」へお繋ぎし、売却・賃貸されました。

問い合わせ先

茅ヶ崎市役所 本庁舎3階 都市政策課 住宅政策担当（茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号）

T E L : (0467) 82-1111（代表）／F A X : (0467) 57-8377

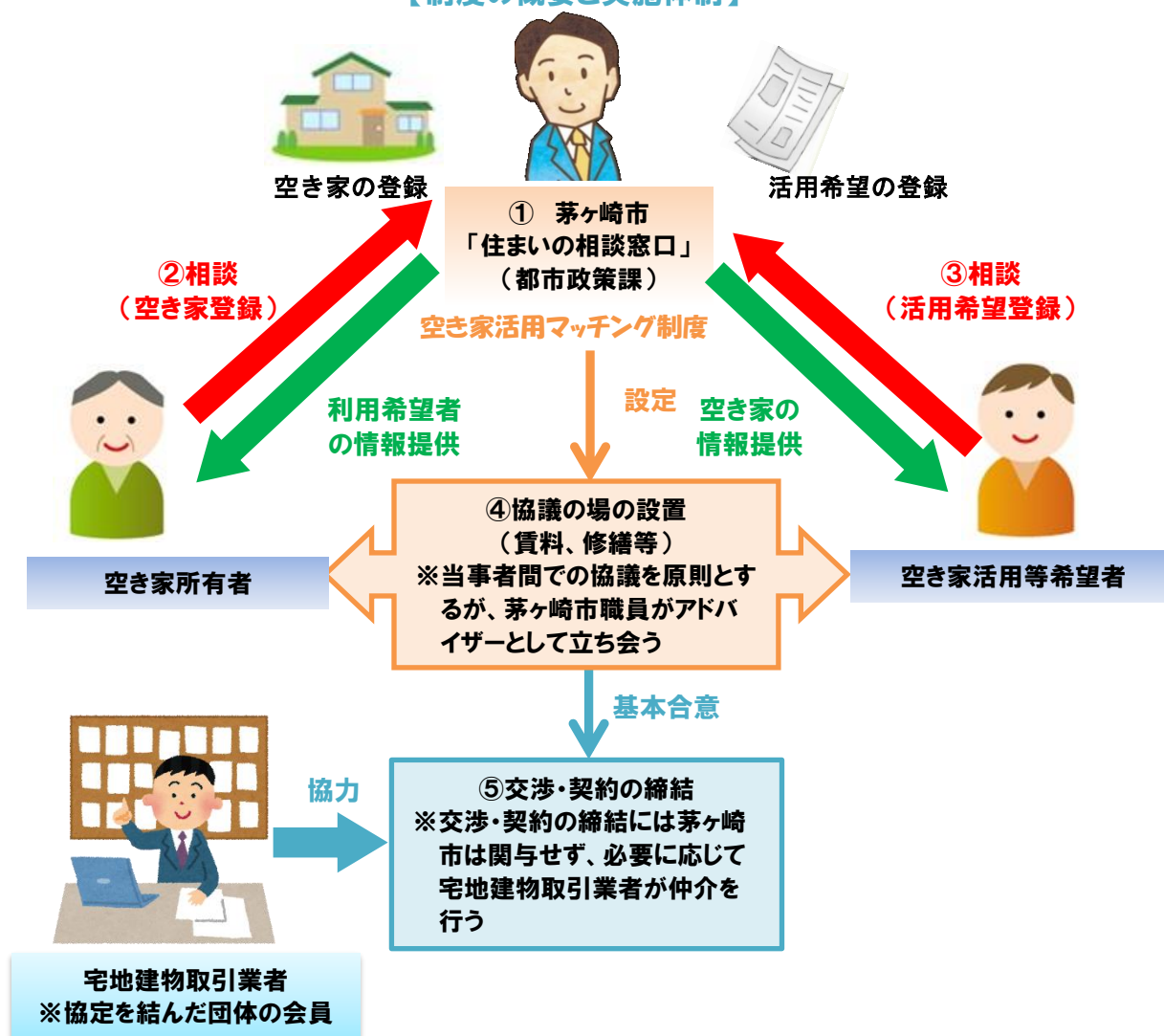
電子メール : toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp



茅ヶ崎市空き家活用等マッチング制度 創設のお知らせ

茅ヶ崎市では、空き家を地域の資源と考え、「市場に流通していない空き家や借り手のつかない空き家等の所有者」と「地域等の活性化や課題解決を図りたいと考える空き家活用等希望者」をつなぐ事により地域の活性化を図ることを目的として、「茅ヶ崎市空き家活用等マッチング制度」を創設します。

【制度の概要と実施体制】



問い合わせ先

受付場所: 茅ヶ崎市役所 本庁舎3階 都市部 都市政策課
(茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号)

受付時間: 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)8:30～17:00

電話: 0467-82-1111(内線 2344) FAX: 0467-57-8377

メールアドレス: toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

◆制度の開始時期:平成29年1月25日～

◆制度の運用に関するルール

- ・空き家所有者と空き家活用等希望者の間で基本合意が得られた場合、茅ヶ崎市が協定を締結している、以下の2団体の会員企業に契約締結の協力を依頼することが可能です。

(公社)神奈川県宅地建物取引業協会湘南支部

(公社)全日本不動産協会神奈川県本部湘南支部

- ・「茅ヶ崎市空き家活用等マッチング制度」に登録できる空き家や希望者の要件は以下の通りです。
詳細については、下記HPを参照下さい。

URL:<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/1034650/1021649/index.html>

◆登録できる空き家の要件

(所有者の要件)

- ・登記済みの空き家の所有者であり、空き家活用等マッチング制度のルール等に同意することが条件となります

(建物の要件)

- ・茅ヶ崎市内にある「一戸建て住宅」で建物が全て使用されておらず、大規模な修繕が無くても活用できること
- ・営利目的での売却・賃貸の募集を行っておらず、登録後2年以内に売却・賃貸予定が無い空き家 等

◆登録できる空き家活用等希望者の要件

(活動団体の要件)

- ・茅ヶ崎市内の非営利団体であり、空き家活用等マッチング制度のルール等に同意することが条件となります

※個人での活用はできません

(活動の要件)

- ・持続可能で地域の活性化を図る取り組みであり、法に抵触せず、近隣住民に配慮した活動であること
- ・その他、活動する建物や敷地等の維持管理に努めること 等

【空き家活用のイメージ】

【誰も居住していない空き家】



【地域活性化に向けた空き家の活用】

